



基安化発 1102 第 2 号

平成 24 年 11 月 2 日

公益社団法人 日本歯科技工士会
会長 古橋博美 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

特定化学物質障害予防規則の施行に係る疑義について（回答）

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、平成 24 年 10 月 26 日付け公社日技第 10-24 号により、照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 照会事項(1)について

貴見のとおり。この場合、労働者の健康障害を予防するため必要な措置として、全体換気装置の設置や呼吸用保護具の使用が必要である。

2. 照会事項(2)について

研磨による飛散量が少ない作業場では、所定の基準を満たす場合には特化則第 6 条又は第 6 条の 3 の規定に基づく所轄労働基準監督署長の認定又は許可を受けることが可能である。

以上

